The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 第26回ワークショップ西洋史・大阪　　報告要旨 ：2022年6月25日大阪大学 |
| Author(s) | |
| Citation | パブリック・ヒストリー. 2023, 20, p. 73-76 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/91232 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 第 26 回ワークショップ西洋史・大阪　　報告要旨

2022 年 6 月 25 日　大阪大学

## １．1872 年東アジアにおけるイギリス船の海難事故と在上海イギリス領事
―沖縄島で難破したベナレス号に焦点を当てて―

小禄隆司（大阪大学大学院博士後期課程 2 年）

本報告では、19 世紀半ば以降の東アジアにおけるイギリス船の海難事故の一例を検討した。1872 年琉球諸島の沖縄島で座礁したベナレス号（Benares）の事例を取り上げた。本報告では、在上海イギリス領事ウォルター・H・メドハースト（Walter H. Medhurst）によるベナレス号の乗組員救助と、事故後彼がどのような外交活動を展開していたのか解明することに主軸を置いた。先行研究で注目されることがなかったイギリス国立公文書館（TNA）蔵のイギリス外務省文書（FO）所収のイギリス領事報告（FO228・FO671）を中心に取り上げ、メドハースト領事の動向を具体的に検討した。検討の結果、以下の諸史実の解明に成功した。⑴ベナレス号乗組員による救助要請を受け、メドハースト領事は上海に駐屯していたイギリス海軍を沖縄島へ派遣した。⑵メドハースト領事は、イギリス臣民の救助と保護に対する感謝の意を琉球王朝政府へ伝えるようイギリス本国政府へ進言した。⑶本国政府（グランヴィル外相）はメドハースト領事の提案に同意し、感謝の意を表明するものとして金時計と金鎖を琉球王朝政府へ贈呈することを決定した。検討の結果、メドハースト領事は東アジア海域におけるイギリス臣民の海難救助、そして中国以外の東アジア現地政権との外交において重要なアクターだったことが浮き彫りとなった。19 世紀半ば以降、東アジア世界は前近代的な「諸制度」と近代的な「諸制度」が混合する状態にあった。海難事故の研究は、それら「諸制度」を再検討することにつながる。

## ２．戦間期フランスにおける植民地兵の軍事年金問題

谷垣美有（日本学術振興会特別研究員・大阪大学大学院）

フランス帝国は、とりわけ第一次大戦以降、海外領土の人びとを帝国の防衛、維持のために積極的に動員してきた。海外領土の戦力は、第一次大戦での大量動員を経て、戦間期には、帝国内での反乱鎮圧や治安維持のために、厭戦感情の高まる本国の人びとに代わり帝国各地に派遣された。この主力であったのが、アフリカ大陸から動員された兵士たちであった。

これまで、アフリカ大陸出身の植民地兵に関しては、特に両大戦や脱植民地化の中での彼らの果たした役割を明らかにしようとする研究がいくつも出されてきた。一方で、帝国の問題があまり表に現れてこなかった戦間期については研究が希薄であるといえる。そこで、本報告では、戦間期における植民地兵の権利状況について、特に軍事年金制度について取り上げて分析し、第一次大戦後の本国―植民地の軍事的関係性がどのように結ばれていたのかを検討した。

植民地兵の戦争参加に対する補償の問題は、第一次大戦泥沼化により、植民地からの動員がさらに強化されたことで表面化した。植民地と本国が、同じ戦争で生じた大量の死傷者への対応という問題を共有したことで、それまで植民地毎に規定されていた植民地兵の軍事年金制度は、本国制度への部分的な統合に向かっていく。本国兵との権利上の格差は、しばしば退役兵からの反発を受けながら、戦間期を通じて改定されたが、1932 年の政令により、帰化しているか否かの差異として読み替えられて存続した。

## ３．ヘレニズム期マイアンドロス河口域をめぐる紛争の調停
—ミレトスのデルフィニオン出土碑文の分析—

鳥山　剛（広島大学大学院文学研究科博士課程後期）

ヘレニズム期では、ポリス間の紛争解決は、頻繁に外国のポリスや諸王、ローマといった第三者の仲裁・調停に委ねられたが、仲裁・調停が多用された原因については、現在でも解明されているとは言い難い。本報告で、解明の手がかりとして、マイアンドロス河口域をめぐる領土紛争の調停の結果を記録した碑文（ミレトスのデルフィニオン出土碑文）を取り上げる。この碑文は、前 180 年代後半に、ミレトス・ヘラクレイア・マイアンドロス河畔のマグネシア・プリエネが四つ巴でマイアンドロス河口域をめぐって争ったこと、調停のために 13 のポリスがギリシア各地から集まり和平を成立させたことを伝える。しかし，なぜ、小アジア一地方の領土紛争の調停のために 13 ものポリスが諸王やローマの関与もなく、ギリシア各地から集まったのだろうか。本報告では、この碑文の分析から、ヘレニズム期のギリシア諸ポリスが、紛争の仲裁・調停を通じて独自のネットワークを形成していた可能性を提示する。

## ４．ヘレニズム時代エジプトのナイル河川交通と在地社会

周藤芳幸（名古屋大学）

ヘレニズム時代のエジプト社会については、周知のように早くから膨大なギリシア語パピルス文書を手がかりとして、微に入り細を穿つ社会経済史的研究が蓄積されてきている。しかし、ナイル流域に点在していた都市と農村の空間構造とその動態については、この時代の集落遺跡の調査が十分に行われてこなかったこともあって、依然として不明な点が少なくない。これに対して、報告者は四半世紀に及ぶ中エジプトのアコリス遺跡の調査への参画を通じて、ヘレニズム時代におけるこの集落の盛衰が、ナイルを介した首都アレクサンドリアとの政治経済的な関係の変動と密接に連関していたことを明らかにした。そこで本報告では、周辺の採石場で切り出された石材の加工と搬出の場であった港（ホルモス）が、アコリスにおいては集落と外部世界との結節点として重要な役割を果たしていたことに注目し、一般に河川交通の拠点としての港がどのような機能を担っていたのかを、ベレニケス・ホルモス、プトレマイス・ホルムウ、ヘラクレオポリスという中エジプトの３つの集落を事例としてパピルス史料から検討し

た。その結果、これらの集落の港はしばしば王や高官の領域視察における船の停泊地であるとともに、現物による徴税のチェックポイントでもあり、とくにヘラクレオポリスの場合は、前2世紀中頃の王権によるナイル河川交通の管理強化が集落の発展に大きく寄与していたことが明らかになった。

## 5．フランス人義勇兵の東部戦線経験

坂本隼人（佐賀県庁）

本報告は、ナチ占領下フランス（1940–1944年）においてドイツ人と共に戦うことを選択した義勇兵を対象として、「対独協力者」のイデオロギーについて再検討を行うものである。ナチ占領地域の実態、特に「加害」の背景に関しては、ミクロレベルから研究がなされるようになって久しい。フランス人義勇兵については、戦後、その一部が新右翼活動に深くコミットしたことから、ナチ研究のみならず戦後史の射程においても重要な歴史的意義を有していると言える。

そこで本報告では、「愛国者」を自称しつつ東部戦線に従軍したジャン・バッソンピエールという人物に着目し、フランス右派の信条とナチ・イデオロギーの結びつきを考察した。史料としては、彼が1948年の処刑直前に書いたとされる回想録を用い、「主体」の構築性に重きをおいて分析を試みた。

その結果、バッソンピエールが東部戦線経験をよりどころとして「義勇兵」というアイデンティティを誇示するとともに、キリスト教世界＝「ヨーロッパ」という世界観のもと、ソ連を「ヨーロッパ」（とフランス）の「敵」に設定することで自己正当化を図ったことが明らかとなった。よって、バッソンピエールがナチ信奉者であるとまでは言えないがナチの秩序構想を一部踏襲しているとみなせる。加えて、本報告の事例それ自体が、西側諸国の精神的紐帯でもあったキリスト教徒というアイデンティに紐づく功罪を浮かび上がらせているといえるのではないか。

## 6．19世紀後半イギリスにおける女性官吏登用の意義

水田大紀（佛教大学）

今回の報告では、近代のイギリスで「女性官吏の登用」が男性下級官にもたらした影響とその意義について考察した。イギリスでは官僚制度改革により、安価な事務労働力として女性官吏が登用されるようになり、特に人手不足だった逓信省貯蓄課に多くが雇用された。

逓信省上層部が女性官吏の働きを高く評価した一方、男性下級官たちは「女性官吏の過ぎた雇用」に懸念を表明した。これを上層部は「時代錯誤の性的セクト主義」とみなし、彼らを「不忠の輩」と強硬に非難した。しかし実際には両者の認識にはズレがあった。男性下級官たちの主張は、女性官吏の登用では解消されない人手不足に対し、男性下級官の採用再開を訴えるも

のだったのである。このような、「改革の成果」の解釈をめぐるズレが、上層部と男性下級官との間で当時、女性官吏の登用以外でも起こっていた。

上層部が強硬な姿勢をとった理由を考えるうえで、「不忠」とされた男性下級官たちが何者だったのかは重要である。彼らは主に、試験制度で任官した「受験」世代の若者で、「パトロネジ」で採用された上層部とは異なる価値観を持った人々であった。上層部の一方的な決めつけに対し、「受験」世代の男性下級官たちは仲間内での討論会を通じて「団結」を強め、それが常設の互助組織の結成に結び付いた。つまり「女性官吏の登用」は、世代間の認識のズレを通じ、男性下級官間の紐帯を強化する契機となったと考えられる。